

返戻金制度について

許可番号 26-ユ-020044
株式会社エスユーエス

当社の職業紹介により入社した求職者について、自己都合を理由に退職された場合、または明らかに自己の責に帰すべき事由による解雇により雇用契約を終了した場合（求職者の死亡及び傷病の場合は除く）、受領した紹介手数料の一部を下記の期間及び割合に定める金額を求人者に返還いたします。

就業開始後 1 ヶ月未満	紹介手数料の50%
就業開始後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	紹介手数料の30%
就業開始後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	紹介手数料の10%

ただし、職業紹介契約書及び覚書等で別途上記と異なる取り決めを行う場合がございます。

以上